

# 【組織体制】

## 総会

全会員※で構成。定款および業務規程の変更・予算・決算・役員選解任等を議決

## 監事

監査  
意見提出

理事会  
(理事長・理事)  
日常組織運営を判断

評議員の  
任命

## 評議員会

事業者以外の中立的立場による重要事項の審議

チェック  
提言

事務局職員の任命 業務の管理・総括

## 事務局

### 総務部

会員窓口、系統利用に係るルールの新設・見直し、防災

### 会計室

経理(予算・決算)、資金(資金管理・出納・税務)、資材

### 情報システム室

スイッチング支援システムの運用、情報セキュリティ対策、情報システム

### 企画部

予備力・調整力のあり方の検討、容量市場の検討・詳細設計・運営

### 計画部

需要想定、供給計画の取りまとめ、広域系統長期方針・整備計画の新設  
1万kW以上の発電設備等の系統アクセス事前相談・接続検討の受け付け

### 運用部

需給ひっ迫時対応、連系線の管理、作業停止計画調整、広域機関システムの運用

### 広域運用センター

需給および系統状況の監視・管理

### 再生可能エネルギー・国際部

再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、  
海外調査等の国際関係業務の統括

### 政策調整室

本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案

### 紛争解決対応室

苦情・相談の対応、あっせん・調停

### 監査室

監査全般

(主な業務を記載)

※すべての電気事業者は、広域機関の会員となることが義務付けられています。

広域機関の会員の責務

●総会での議決権の行使 ●広域機関の指示・要請に従う等、ルールの遵守 ●会費の支払い ●供給計画の提出 ●緊急災害対応